

4 転職により収入が減少した場合

貸与額算定基準額（11ページ 5（2）参照）は提出されたマイナンバーにより取得した住民税情報により算出しますが、スカラネットで必要事項を入力し、かつ以下の条件を全て満たす場合は、給与収入及び事業所得について、転職後の収入を用いて貸与額算定基準額の算定（以下、再審査という。）を行うことが可能です。

□2022年1月2日（秋に申し込む場合は2023年1月2日）以降に生計維持者が転職したことによって収入が減少した
□税情報に基づいた家計基準で選考した結果、第一希望の申込区分の家計基準を満たさず不採用となった

再審査を希望する場合、**収入を証明する書類の提出が必要です**。なお、書面審査には1～2か月かかるため、通常に比べ、選考完了が大幅に遅れることがあります。

※転職とは、2022年1月2日（秋に申し込む場合は2023年1月2日）以降に勤務先を変更した、または開業したことをいいます。減収だけでは転職とみなしません。

【転職後の収入を用いて審査を行う流れ】

（例）第一希望が第一種奨学金、第二希望が第二種奨学金の場合で、マイナンバーにより取得した住民税情報による選考を行い、第一希望の第一種奨学金が不採用であった場合

①スカラネットで申込み

※生計維持者が2022年1月2日（秋に申し込む場合は2023年1月2日）以降の転職により減収し、再審査を希望する旨を入力

②マイナンバーにより取得した住民税情報で家計審査

※この段階で第一希望の貸与奨学金に採用となった場合、再審査は行いません

③第一希望の奨学金が不採用

④機構から学校に収入証明書類の提出を依頼

⑤学校からあなたに収入証明書類の提出を依頼

⑥あなたから学校に収入証明書類を提出し、学校から機構へ提出

⑦提出された収入証明書類による再審査

⑧選考完了

※再審査の結果は学校を通じてお知らせします

転職後に減収した収入により、書面による再審査を希望する場合のスカラネット入力

スカラネット画面「㊟あなたの家族情報」の2.(f)に以下のように入力します。

①「はい」に☑します。

※転職している場合でも、減収していない場合は「いいえ」を選択してください。

②「第一希望の貸与奨学金が不採用となる場合、給与明細等を書面で提出し、再審査を希望します。」に☑します。

③「上記の内容を理解の上、直近の給与明細等を書面で提出する審査を希望します」に☑します。

(f) 生計維持者①は2022年1月2日以降に転職しましたか。

※転職している場合でも、減収していない場合は、「いいえ」を選択してください。

はい いいえ

「はい」を選択した場合も、マイナンバーで連携した情報（2022年1月～2022年12月の収入情報）にて審査を行います。ただし、選考結果によっては、書面による直近の給与明細等の提出により、再審査を希望することができます。次から選択してください。

第一希望の貸与奨学金が不採用となる場合、給与明細等を書面で提出し、再審査を希望します。

※再審査を希望する場合は、追加で生計維持者の給与明細等の提出が必要になることがあります。また、書面審査には1～2か月かかりますので、選考が大幅に遅れることがあります。

上記の内容を理解の上、直近の給与明細等を書面で提出する審査を希望します。

直近の給与明細等を書面で提出する審査を希望しません。

※なお、給付奨学金については、直近の給与明細等での審査は行いません。

「はい」を選択するにあたっては、12ページの「収入・所得の上限額の目安」も参考にしてください。
書面審査はマイナンバーによる選考結果が判明した後に行います。そのため、通常に比べ、選考の完了が大幅に遅れることがあります。そのことをよく理解した上で、希望するようにしてください。

転職しているが、減収していない場合

減収していない場合は「いいえ」に☑します。

(f) 生計維持者①は2022年1月2日以降に転職しましたか。

※転職している場合でも、減収していない場合は、「いいえ」を選択してください。

はい いいえ

再審査のための書面審査が必要となった場合の提出書類

提出が必要となった場合は、**学校から提出依頼があります**。学校から書類の提出依頼があった場合は、以下の書類の提出が必要です。

※提出時期については学校に確認してください。

対象者	必要書類	概要
再審査対象全員	(様式) 収入証明書提出用紙	様式は学校から受け取ってください。
給与収入の場合	転職後の給与明細 (直近3か月分) ※直近3か月の期間内に賞与がある場合は賞与明細書も提出 ※複数の勤務先がある場合は、全ての給与明細を提出 ※転職してから3か月に満たない場合は、転職した月以降の分を提出	給与明細から平均月収を算出(非課税の交通費を除く)し、年額を算出します。 ※氏名、勤務先名、月ごとの金額が記載された給与明細書が必要です。
事業所得の場合	帳簿 (直近3か月分) ※開業してから3か月に満たない場合は、開業した月以降の分を提出	月ごとの「売上総額」「経費総額」が書かれているものを提出してください。 収入(売上)金額から必要経費を差し引いて所得金額の年額を算出します。

※上記以外の収入については、マイナンバーで取得した情報を利用するため、書類の提出は不要です。

※給与収入及び事業所得がある場合は、両方提出が必要です。

(例) A社に転職し減収したが、自営業(変化なし)も行っている場合は、A社の給与明細及び、自営業分の帳簿を提出してください。